

# 岡山県国民健康保険運営方針の概要

## 【第1章】 基本的事項

### ○ 策定の趣旨・根拠規定

国民健康保険法第82条の2に基づき、県と市町村が一体となり、財政運営、資格管理、保険給付、保険料(税)率の決定、保険料(税)の賦課・徴収、保険事業その他、保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、市町村が事務の共同化や効率化を積極的に推進できるよう、岡山県の統一的な国民健康保険の運営方針を定める。

### ○ 対象期間

平成30年度から平成32年度までの3年間とし、適宜必要な見直しを行う。

## 【第2章】 国民健康保険の財政運営の考え方

### ○ 医療費の動向と将来見通し

- ・ 保険者及び被保険者の状況(保険者規模、被保険者年齢構成・職業別世帯数等)
- ・ 医療費の状況(市町村別1人当たり医療費及び診療種別地域差指数等)
- ・ 人口推計と1人当たり医療費実績等をもとに、医療費の見通しを算出

### ○ 財政収支の改善と均衡

- ・ 財政状況(決算状況、決算補填等目的の法定外繰入の状況等)
- ・ 原則として必要な支出を保険料や公費(国庫支出金等)等により賄うことにより、特別会計において収支を均衡させることが必要
- ・ 決算補填等目的の法定外繰入については、被保険者負担への影響等を考慮し、複数年度での計画的・段階的な削減・解消に向けた目標を設定

## 【第3章】 納付金及び標準保険料(税)率の算定方法

### ○ 医療費の動向と将来見通し

市町村間の医療費水準や保険料水準に差異があることなどから、直ちには、保険料(税)水準を統一していく状況ではない。将来的な保険料(税)の在り方については、医療費適正化の取組を進めることとし、中長期的な統一に向けた検討を行う。

### ○ 納付金及び標準保険料(税)率の算定方式

- ・ 納付金の算定方式(医療分・後期分・介護分:3方式)  
医療費水準の反映(市町村ごとの医療費水準を反映)  
高額医療費の共同負担(市町村リスク軽減のため県単位で共同負担を実施)  
標準保険料率の算定方式(納付金の算定方式に準じる)  
激変緩和措置(県繰入金・特例基金を活用し、自然増等(平均伸率)超過分を措置)  
標準的な収納率(市町村ごとの直近3年間の平均収納率)

#### 【第4章】 保険料(税)徴収の適正な実施

- 収納率の推移及び収納対策の実施状況

- 収納率目標の設定

長期的には全国上位10%の水準、短期的には保険者努力支援制度の評価指標である全国上位30%の水準を目標に設定

- 収納率目標達成に向けた取組

口座振替促進等広報事業、収納担当職員研修、収納率向上アドバイザー活用 など

#### 【第5章】 保険給付の適正な実施

- 診療報酬明細書(レセプト)点検、第三者行為求償事務、患者調査等の実施状況

- 県による保険給付の点検、事後調整の実施

- 療養費の支給の適正化に向けた取組

- レセプト点検の充実強化に向けた取組

- 高額療養費の多数回該当の取扱い

#### 【第6章】 医療費適正化の取組

- 特定健診・特定保健指導の実施状況、後発医薬品の使用状況、複数頻回受診等への訪問指導の実施状況

- 医療費適正化に向けた取組

特定健診受診率・特定保健指導実施率向上、生活習慣病対策、後発医薬品使用促進、データヘルス計画策定、被用者保険・保険者協議会との連携 など

#### 【第7章】 事務の広域的及び効率的な運営の推進

- 事務の共同化

- 市町村事務処理標準システムの導入促進 等

#### 【第8章】 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

- 保健医療サービス・福祉サービス等との連携

[県] 市町村における保険事業と地域包括ケアシステム構築を支援する取組を実施

[市町村] 被保険者の健康づくりと地域包括ケアシステム構築の取組を実施

#### 【第9章】 国民健康保険運営における必要な措置

- 県・市町村・国民健康保険団体連合会で構成する連携会議を設置

- 国民健康保険団体連合会と連携した保険者機能の円滑な実施



## 2 国保事業費納付金について

県は、県内の国保の医療費等の見込みを立て、市町村ごとの納付金の額を決定し、市町村は納付金を県に納付する。

納付金の算定にあたっては、市町村ごとの医療費水準を反映させるとともに、市町村ごとの所得水準を反映させる。

基本的には、医療費水準が高い保険者、所得水準が高い保険者がより多く納付金を負担することになる。

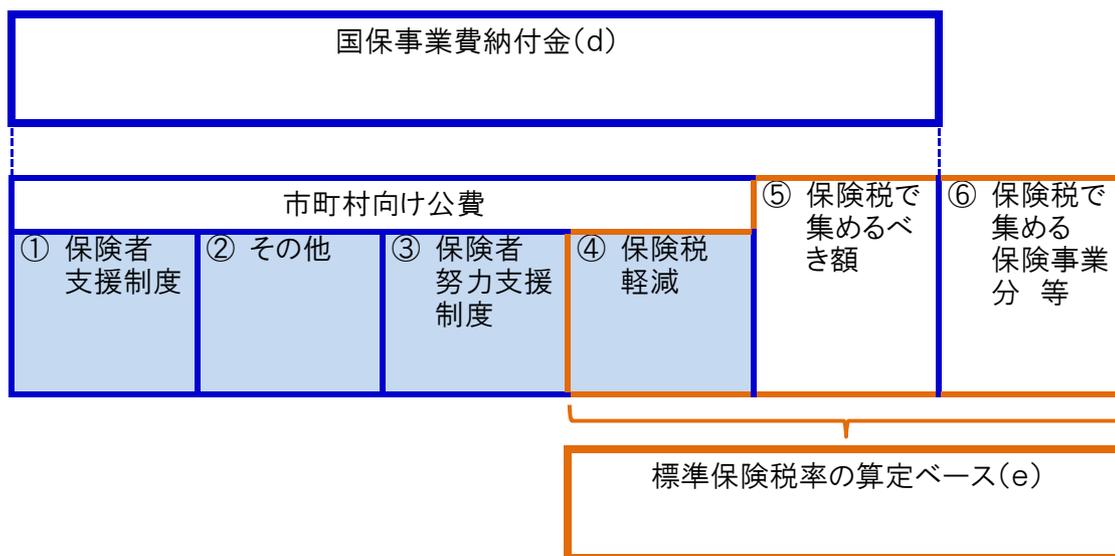
## 3 標準保険税率について

将来的な保険税平準化の観点から、県は、標準的な保険税算定方式や市町村規模別の標準的な収納率等に基づき、市町村ごとの標準保険税率を算定する。

現状では、医療費水準の差や保険税の算定方式の違いなどから、単純に他の市町村との保険税の比較はできなかったが、標準保険税率が示されることにより、他の市町村との比較や各市町村の本来あるべき保険税率の見える化が図られることになる。

なお、市町村は標準保険税率を参考に保険税を決定することになるが、各市町村の実情に応じて標準保険税率と異なる保険税率で決定することも可能である。

## 4 国保事業費納付金と標準保険税率の算定ベースについて



名称	内容
① 保険者支援制度 (保険基盤安定制度分)	低所得者に応じ、保険税額の一定割合を公費で支援するもの (負担割合:国・1/2、県・1/2、市・1/4)
② その他	財政安定化支援事業(交付税措置)、特定健診等負担金 保険税(過年度分)、出産育児一時金(法定繰入分)等
③ 保険者努力支援制度	市町村の努力に応じて国から交付されるもの
④ 保険税軽減分 (保険基盤安定制度分)	低所得者の保険税軽減分を公費で支援するもの (負担割合:県・3/4、市・1/4)
⑤ 保険税で集めるべき額	純粋に保険税で集めるべき額【納付金-(①+②+③+④)】
⑥ 保険税で集める保険事業分等	保険事業、出産育児諸費、葬祭諸費、条例減免に要する費用 特定健診に要する費用等

5 平成29年度確定納付金及び平成30年仮算定納付金における一人あたりの保険税額

現在、県から示されている国保事業費納付金の状況は以下のとおり。

	納付金 (d)	備 考
H29確定値	760,576,653	平成29年 8月25日に県から公表
H30仮算定値	785,102,312	平成29年10月31日に県から内示(非公表)

この数値を元に、一人あたりの保険税額を算出する。

①【H29確定納付金】

国保事業費納付金(d)					
<b>760,576,653</b>					
市町村向け公費				⑤ 保険税で 集めるべき額	⑥ 保険税で 集める 保険事業 分等
① 保険者 支援制度	② その他	③ 保険者 努力支援 制度	④ 保険税 軽減		
47,792,000	85,969,000	11,598,000	102,625,980	512,591,673	46,850,800
				標準保険税率の算定ベース(e)	
				<b>662,068,453</b>	

$$\begin{aligned}
 \text{※ 一人あたり保険税額} &= \text{標準保険税率の算定ベース(e)} \div \text{H28平均被保険者数(一般)} \\
 &= 662,068,453 \div 6,401 \\
 &= \boxed{103,432} \text{ 円/人}
 \end{aligned}$$

②【H30仮算定納付金】

国保事業費納付金(d)					
<b>785,102,312</b>					
市町村向け公費				⑤ 保険税で 集めるべき額	⑥ 保険税で 集める 保険事業 分等
① 保険者 支援制度	② その他	③ 保険者 努力支援 制度	④ 保険税 軽減		
48,806,000	83,544,990	12,749,000	91,622,000	548,380,322	46,253,800
				標準保険税率の算定ベース(e)	
				<b>686,256,122</b>	

$$\begin{aligned}
 \text{※ 一人あたり保険税額} &= \text{標準保険税率の算定ベース(e)} \div \text{H29平均被保険者数(一般)} \\
 &= 686,256,122 \div 6,463 \\
 &= \boxed{106,182} \text{ 円/人}
 \end{aligned}$$

6 H29確定納付金及びH30仮算定納付金の試算状況について

試算状況	納付金 (d)	標準保険税率の 算定ベース (e)	平均 被保者数 (一般)	一人あたり 保険税額 (1)	H28 一人あたり 保険税額 (2)	増減額 (1)-(2)
H29確定値	760,576,653	662,068,453	6,401	103,432	91,242	12,190
H30仮算定値	785,102,312	686,256,122	6,463	106,182	91,242	14,940
					差引	2,750

※ 一人あたり、約15,000円が不足する試算結果となっている。

Q. なぜ、H29確定納付金の試算と比べて、増減額が上がっているのか？

A. 県から示された納付金(d)が、H29確定納付金と比べ、上昇している。この原因は、県全体の納付金は平成29年度と平成30年度を比べて、ほぼ横ばい(約550億円)なのに対し、当市の所得シェア(県全体に対する当市の所得が占める割合)が大幅に伸びたため、H30仮算定納付金を押し上げている。



【参考】

年度		総所得額(円)	所得シェア(%)
28	県	203,779,483,704	1.3748
	当市	2,801,650,000	
29	県	196,079,865,622	1.4718
	当市	2,885,942,779	

7 標準保険税率について

税率比較	医療分			後期分			介護分		
	現行	標準税率		現行	標準税率		現行	標準税率	
		前回	今回		前回	今回		前回	今回
所得割(%)	7.00	7.80	7.96	2.60	2.25	2.39	2.20	1.88	1.91
均等割(円)	25,000	31,308	31,953	7,000	9,078	9,619	9,100	9,041	9,880
平等割(円)	15,000	22,103	22,320	5,000	6,409	6,719	4,600	4,625	4,573

※ この標準保険税率を元に、今後の当市の税率を決定していくこととなる(H30.2月の国保運営協議会)

## 保険者努力支援制度について

○ 保険者努力支援制度とは…

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の推進や生活習慣病の予防に取り組むなどして医療費を抑制する自治体に対する支援制度。平成28年度から前倒しで実施されており、財政支援規模は、

平成28年度	150億円
平成29年度	250億円
平成30年度以降	500億円

となっている。

また、評価指標(医療費適正化に資する取組の実施状況等)を設定し、各評価指標ごとに医療費適正化効果や、取組の困難さ等を総合的に考慮し、5~40点を配分する。

○ 評価指標について

A 保険者共通の指標	B 国保固有の指標
① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	① 収納率向上に関する取組の実施状況
② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況	② 医療費の分析等に関する取組の実施状況
③ 糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況	③ 給付の適正化に関する取組の実施状況
④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況	④ 地域包括ケアの推進に関する取組の実施状況
⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況	⑤ 第三者求償の取組の実施状況
⑥ 後発医薬品の利用促進に関する取組の実施状況	⑥ 適正かつ健全な事業運営の取組の実施状況

○ 交付イメージ

